

# 申 出 書 (特定継続的役務提供の記載例)

年 月 日

消費者庁長官 殿

勧誘が行われたり、契約や申込みを行った地域における都道府県知事又は消費者庁長官若しくは経済産業局長と記載してください。

氏名又は  
名 称  
住 所 都 区 1-2-3  
電話番号 - -

下記の通り、特定商取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがありますので、適切な措置をとられるよう、特定商取引に関する法律第60条に基づき、申し出ます。

## 記

### 1. 申出に係る事業者

所在地： 都 区 3丁目2番  
名 称： 株式会社

### 2. 申出に係る取引の態様

特定継続的役務提供

### 3. 申出の趣旨

別紙記載の通り

取引の公正や消費者の利益を害するおそれがあると認められる行為の内容について、誰が、いつ、何を、どのように行ったのか等を記載してください。

別紙は下記をご覧ください。

### 4. その他参考となる事項

契約書のコピー、チラシ

## 【別紙】

1月初め頃、株式会社の担当者から「当社は家庭教師派遣を行っており、私はこの地区を担当しています。ぜひ一度体験してみませんか。」と電話があった。中学2年生に進級する息子の成績が心配だったので興味を持ち、息子も体験してみたいと言ったので、後日来てもらう約束をした。

1月10日、午後4時ごろ、株式会社の氏がやって来て、30分ほど息子の勉強を見てくれた。息子はわかりやすく教えてくれたと言った。氏から、「今日は体験なので僕が来ましたが、実際に教えるのは有名大学出身の優秀な先生です。教え方もうまいのでどんな子でも成績があがります。料金は、週1回90分の学習で月1万円、塾に通うより絶対お得です。」と聞き、いい話のような気がした。料金は直接家庭教師に払えばよく、息子もやる気になっていたのでも申し込みたいと伝えたら、「それでは、当社指定の問題集を使って学習しますので、ご購入をお願いします。」と、料金表を見せられた。「1年生の復習も大事だから3年分の問題集のセットがいい。」と45万円の契約を勧められた。「ちょっと高いと感じるかもしれませんが、この問題集の中から学校の試験の問題が出ますので、受講生には成績が良くなったと評判がいいです。」とまくし立てた。「高額なので夫に相談したい。」と言ったが、「お金のことよりもお子さんの将来の方が大事でしょう。」などと2時間以上にわたって説得された。子供がやる気を見せたのと、いつまでも説明をやめようとしないうちに根負けし、家庭教師派遣(1年間)と問題集の購入契約をすることにし、問題集の代金は36回払いのクレジットを組んだ。

夜遅く帰宅した夫に株式会社との契約について話したところ、高額すぎると反対されたので、翌日株式会社に電話で「解約したい。」と言ったが、「既に家庭教師の手配をしておきました。お子様がいやでなければとりあえず始めてみてはどうでしょうか。」と、さらに説得され、またその気になってしまった。届いた問題集は、非常に薄っぺらで、とても3年分の内容が盛り込まれているとは思えなかった。息子も、「問題集から一度も学校の試験問題に出たことはないし、先生も思っていたほどじゃないので止めたい。」と言いだしたため、解約したいと思い始めた。

3月下旬ころ、株式会社に、「解約したい。教材のまだ使っていない分は、返すことはできますよね。」と言った。しかし、株式会社の従業員から、「家庭教師は解約できますが、問題集はセット商品なので一部でも使ってしまったら返品できません。」と言われた。納得がいかなかったので、株式会社から貰った書類を持って消費生活センターに相談し、現在交渉してもらっているところである。「今後も自分のような被害者が出ないようにしたい。」と言ったところ、特定商取引法第60条の申出制度があると案内された。